解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月六日開催の理事会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

沖縄県宮古島市上野字宮国七七五の一

財団法人博愛国際交流センター

代表清算人　長濱　政治

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

北海道札幌市中央区北三条西七丁目一番地

財団法人北海道漁船海難救済基金協会

代表清算人　山田　邦雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月二十三日開催の第五十二回理事会及び第四十四回評議員会の決議並びに平成二十四年一月十七日付文部科学大臣の認可により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

茨城県つくば市天久保四丁目三番一五

国立大学法人筑波技術大学総務課内

財団法人筑波技術大学教育研究助成財団

代表清算人　西條　一止

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十九日開催の社員総会の決議により平成二十四年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

群馬県前橋市本町一丁目二番一三号

社団法人群馬ペンクラブ

代表清算人　小川　泰義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

千葉県鎌ケ谷市東中沢三丁目二五番八号

特定非営利活動法人夢宇の丘

清算人　氏原　孝

解散公告（第三回）

当社は、平成十六年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

千葉県銚子市春日台町一八番地の七

タイホー興業株式会社

清算人　泉　英伸

（連絡先）千葉県銚子市三軒町一九―四

銚子商工会館三階銚子総合法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月二十八日開催の理事会及び評議会の決議により、平成二十四年二月二十八日東京都知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

東京都足立区千住旭町三番二号

学校法人弥生学園

清算人　小出　康夫

解散公告（第三回）

当法人は、責任役員の定数全員の議決を経て、総代の同意を得、浄土宗の代表役員の承認及び東京都知事の認証を受けて、平成二十四年三月三十日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

東京都台東区今戸二丁目三番一一号

宗教法人心光院

清算人　藤井　三夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月十六日高岡市長の許可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

富山県高岡市江尻四四三番地の三

高岡市高伏町土地区画整理組合

代表清算人　東　忠明

解散公告（第三回）

当財団は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

京都市下京区諏訪町通六条下る上柳町二一五番地

大谷婦人會財団

代表清算人　宮本　春美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月五日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

大阪市中央区鎗屋町一丁目三番五号

プチロイヤル谷町管理組合法人

清算人　中岡　慶子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月三十日に神戸市長の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

神戸市西区白水一丁目二四番三五号

神戸市白水特定土地区画整理組合

清算人代表　山本　文夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

鳥取県鳥取市鹿野町河内四四五番地

社団法人河内山林保存会

代表清算人　遠藤　眞文

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

島根県松江市八雲町熊野八〇三番地九

財団法人長沢報徳会

代表清算人　石原　茂

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為の定めにより平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

岡山市北区大供一丁目一番一号

財団法人岡山市建設公社

清算人　金谷　裕弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

高知県土佐市高岡町甲二〇一七番地の一

財団法人土佐市開発公社

清算人　田中　和徳